

中部運輸局自動車交通部

令和8年10月2日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

西川、三木 TEL 052-952-8038

中部運輸局 岐阜運輸支局 監査担当

大石、廣瀬 TEL 058-279-3714

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：有限会社 黒田義夫商店（代表者：黒田 義夫）

住 所：岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田1412番地3

営 業 所：本社営業所

（岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田字東宮野1412-3）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年9月24日

処分内容：①事業停止3日間

②車両停止305日車

③文書警告

④安全確保命令

3. 監査端緒

当該事業者の運転者が酒気帯びを伴う交通事故を引き起こしたことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

酒酔い・酒気帯び運行の業務をさせていた。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項）

5. 違反内容及び違反条項

- (1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

- (2) 酒酔い・酒気帯び運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

- (3) 飲酒運転防止に係る点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

- (4) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

- (5) 運行記録計による記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

- (6) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

- (7) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

- (8) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する飲酒運転防止に係る指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

- (9) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

- (10) 自動車事故報告規則に該当する事故を報告していなかった。

(自動車事故報告規則第3条)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 3 2 点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 3 2 点